

別紙

諮問第686号

答 申

1 審査会の結論

「都立〇〇病院における〇〇の平成〇年〇月以降の全てのカルテの写し」の訂正請求を非訂正とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「都立〇〇病院にて受診した際のカルテ」の訂正を求める本件訂正請求に対し、東京都知事が平成30年10月12日付けで行った本件非訂正決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

(1) 審査請求人が訂正を求めている部分は、審査請求人が都立〇〇病院を受診した際、医師との会話の中で発言した内容を記録したものであるが、審査請求人から提出された診断書等の資料（以下「本件資料」という。）からは、受診の際、審査請求人が実際にどのような発言をしていたのかを正確に確認することができず、「保有個人情報に事実の誤りがある」（条例18条1項）と認めることができない。

(2) 本件訂正請求に係る保有個人情報は、審査請求人に係るカルテのうち、医師が患者の発言について、医師の主観を交えずに客観的に記載する箇所である。

審査請求人は、本件訂正請求に関する「当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類」として、本件資料を提出した。

実施機関において検討したところ、本件資料は、本件訂正請求に関して一定の関連性が間接的に推察されるものの、審査請求人が訂正を求めている部分が実際の発言と異なることを客観的に証明するものではなかった。そのため、いずれも条例19条の2に規定する「当該訂正請求に理由がある」とは認められず、「保有個人情報

の訂正をしなければならない」場合には該当しない。

(3) 以上の理由により、本件訂正請求について、訂正、削除をしないこととした。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、平成30年11月29日に審査会へ諮問された。

審査会は、実施機関から平成31年3月12日に理由説明書を、また、令和2年10月30日に理由補充説明書を収受し、同年8月31日（第204回第二部会）から同年11月19日（第207回第二部会）まで、4回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書、理由説明書及び理由補充説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件対象保有個人情報について

本件審査請求に係る保有個人情報は、審査請求人の開示請求に対し、実施機関が開示決定した「都立〇〇病院における〇〇の平成〇年〇月以降の全てのカルテの写し」（以下「本件対象保有個人情報」という。）である。

実施機関の説明によると、カルテ（診療記録）とは、「〇〇病院診療録等記載マニュアル」（平成〇年〇月〇日改定）において「診療録等」として規定されている「医師等の医療従事者が作成・記載する診療録、看護記録、処方内容及び医療保険制度上適切な記載が必要とされる書類」であるとのことである。

イ 本件訂正請求について

本件訂正請求の趣旨は、本件対象保有個人情報の記載のうち、医師がカルテに審査請求人の発言を記録した箇所の一部（以下「本件訂正請求部分」という。）について、事実でないとして、訂正を求めるものである。

実施機関は、本件訂正請求に対し、提出された書類からは、訂正請求に係る発

言の内容を正確に確認することができず、請求者に係る「保有個人情報に事実の誤りがある」と認められないことを理由に、条例18条1項により、非訂正の決定を行った。

ウ 本件非訂正決定の妥当性について

実施機関は理由説明書において、本件資料からは、審査請求人が実際にどのような発言をしていたのかを正確に確認することができず、「保有個人情報に事実の誤りがある」と認めることができないため、条例18条1項により非訂正とした旨、説明した。

その後、実施機関は、理由補充説明書を提出し、本件資料は、本件訂正請求に関して一定の関連性が間接的に推察されるものの、審査請求人が訂正を求めている部分が実際の発言と異なることを客観的に証明するものではなかったため、条例19条の2に規定する「当該訂正請求に理由がある」とは認められず、「保有個人情報の訂正をしなければならない」場合には該当しないため、非訂正とした旨、理由を補充した。

審査会が見分したところ、本件訂正請求部分は、医師が、審査請求人が発言した内容について、客観的に記録したものであることが確認された。

本件資料に記載されている情報は、本件訂正請求に係る情報として関連性が無いとは言えないものの、本件訂正請求部分に事実の誤りがあることを客観的に証明するに足るものとは認められない。

したがって、本件訂正請求は、条例19条の2に規定する「当該訂正請求に理由がある」ものとは認められず、同条の要件を満たしていないため、非訂正が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、野口 貴公美、藤原 道子